# 鷲宮第二保育園　重要事項説明

令和８年10月１日現在

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

| | |
|---|---|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 さきたま会 |
| 事業者の所在地 | 埼玉県久喜市上内１４４６－１ |
| 事業者の電話番号・ＦＡＸ | TEL　０４８０－５８－１５１０<br>FAX　０４８０－５８－３８６８ |
| 代表者氏名 | 理事長　竹下成子 |
| 定款の目的に定めた事業 | 第一種社会福祉事業<br>特別養護老人ホーム<br>軽費老人ホーム<br>養護老人ホーム<br>第二種社会福祉事業<br>保育所<br>地域子育て支援拠点事業<br>一時預かり事業<br>児童厚生施設<br>放課後児童健全育成事業<br>老人デイサービス事業<br>老人介護支援センター事業<br>老人短期入所事業<br>認知症対応型老人共同生活援助事業<br>生活困難者に対する相談支援事業 |

２　施設の概要

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 種別 | | 保育所 | | | | | |
| 名称 | | 鷲宮第二保育園　鷲宮第二保育園分園（かぐらの里保育園） | | | | | |
| 所在地 | | 埼玉県久喜市上内１９０５－１<br>埼玉県久喜市鷲宮２－１３－１４（分園） | | | | | |
| 電話番号・ＦＡＸ | | TEL　０４８０－５９－００９５<br>０４８０－５９－５９１１（分園）<br>FAX　０４８０－５８－０８０８ | | | | | |
| 施設長氏名 | | 園長　竹下　真実子 | | | | | |
| 開設年月日 | | 昭和５３年４月１日 | | | | | |
| 利用定員（年齢別） | | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
| | 本園 | ９人 | １２人 | １５人 | ２８人 | ２８人 | ２８人 |
| | 分園 | ６人 | １２人 | １２人 | | | |
| 取扱う保育事業 | | 延長保育（1時間）、乳児保育、障害児保育 | | | | | |
| 事業所番号 | | １１２３２５１０００２３７ | | | | | |

3　施設・設備の概要

| | | 本　　園 | 分　　園 |
|---|---|---|---|
| 敷　地　面　積 | | 3,586.60㎡ | 1,895.18 ㎡ |
| 園　舎 | 構　造 | 鉄骨耐火構造平屋建て | 鉄骨造り耐火構造<br>４階建て２階部分 |
| 施設設備の数と面積 | 延床面積 | ９８６.７９ ㎡ | ２４２.２６ ㎡ |
| | 乳児室 | ３３.８０ ㎡ | ３５.００ ㎡ |
| | １歳児室 | ４６.６０ ㎡ | ４０.５０ ㎡ |
| | ２歳児室 | ５３.８０ ㎡ | ３０.５０ ㎡ |
| | ３歳児室 | ６３.５０ ㎡ | ㎡ |
| | ４歳児室 | ６１.２０ ㎡ | ㎡ |
| | ５歳児室 | ６１.２０ ㎡ | ㎡ |
| | 遊戯室 | １２３.０５ ㎡ | ９７.４０ ㎡ |
| | 調乳室 | ６.００ ㎡ | ４.６３ ㎡ |
| | 調理室 | ４９.４４ ㎡ | ４.８６ ㎡ |
| | 幼児用トイレ | ４３.９０ ㎡ | １２.７９ ㎡ |
| | 医務室 | ６.００ ㎡ | １０.４８ ㎡ |
| | 事務室 | ４８.５０ ㎡ | ㎡ |
| 屋外遊戯場（園庭） | | ７６８.８０ ㎡ | １３９.７２ ㎡ |
| その他設備 | | 冷暖房、自動火災通報装置、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）<br>セントラル警備保障、等 | |

4　施設の目的、運営方針

| | |
|---|---|
| 目　　的 | 適正な保育・教育を提供し、園児を心豊かに明るく健やかに成長させることを目的とする。当園は、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するために園児の意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努めています。 |
| 運営方針 | **心豊かに明るく健やかに**<br>**子どもたちに寄り添う暮らしを**<br><br>保育園は“人が人を育てる”という人間普遍の尊い価値を保護者や行政、地域の方々と共有し、継承し社会に貢献してゆく重要な責務を負う児童福祉施設であります。保育園の運営につきましては、何より保育園の崇高な責務と目的を銘記し愛情と誠意を尽くし行っています。関係機関、地域住民、保護者とは常に信頼関係を築きつつしっかりと手を携えて保育園がどの子にとりましても最良の成長の場であるよう努めております。一日一日、心を傾け子どもたちが現在を最も良く生き、やがて望ましい未来を作り出せる基盤を培います。<br><br>☆ 保育目標<br>① 明るく元気な挨拶のできる子<br>② 友だちと仲良く伸び伸び遊べる子<br>③ 自然に親しむ子<br>④ 粘り強い子 |

5　職員体制

[職種]

| | |
|---|---|
| 施　　設　　長 | 1　人　（資格：幼稚園教諭　他　　） |
| 保　　育　　士 | ２６　人　（常勤：２２　人、非常勤　　４　人） |
| 調理員（栄養士除く） | 3　人　（常勤：　2　人、非常勤　　1　人） |
| 看　　護　　師 | 1　人　（常勤：　1　人、非常勤　　人） |
| 栄　　養　　士 | 2　人　（常勤：　2　人、非常勤　　人） |
| その他（講師等） | 6　人　（常勤：　　人、非常勤　　6　人） |
| その他（掃除等） | |

[職位]

| | |
|---|---|
| 施設長 | 1人 |
| 主任 | 1人 |
| 副主任 | 4人 |
| 専門主任 | 3人 |
| チーフリーダー | 4人 |
| リーダー | 1人 |
| サブリーダー | 8人 |

6　保育・教育を提供する日

| | |
|---|---|
| 開　　園　　日 | 月曜日 から 土曜日 |
| 休　　園　　日 | 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日） |

7　保育・教育を提供する時間

（1）開園時間

| | |
|---|---|
| 月曜日から金曜日 | 午前７時００分 から 午後７時００分まで |
| 土曜日 | 午前７時００分 から 午後６時００分まで |

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

| | |
|---|---|
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前７時００分 から 午後６時００分まで |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前７時００分 から 午後６時００分まで |
| 延長保育時間(平日) | 夕：午後６時００分 から 午後７時００分まで |

（3）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

| | |
|---|---|
| 月曜日から金曜日の保育時間（8時間） | 午前８時００分 から 午後４時００分まで |
| 土曜日の保育時間（8時間） | 午前８時００分 から 午後４時００分まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前７時００分 から 午前８時００分まで<br>夕：午後４時００分 から 午後７時００分まで<br>（但し、土曜日は午後６時まで） |

8　保育の提供の開始と終了

| | |
|---|---|
| 保育の提供の開始 | 市町村から保育の実施について委託を受けたとき |
| 保育の提供の終了 | ①　園児が小学校に就学したとき<br>②　2 号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき<br>③　3 号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき<br>④　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき |

9　利用料金

| 利用料（利用者負担） | 保護者が居住する市町村が定める利用料 |
|---|---|
| 延　長　保　育　料 | 保育標準時間認定者　午後６時以降<br>月額（１時間）　　５，０００ 円<br>日額<br>事前にご連絡あり　３０分あたり　　５００ 円<br>事前にご連絡なし　３０分あたり １，０００ 円<br><br>保育短時間認定者　午前８時前及び午後４時以降<br>（午後６時以降は標準時間認定者と同額）<br>月額３０分あたり　　１，５００<br>日額<br>事前にご連絡あり　３０分あたり　　３００ 円<br>事前にご連絡なし　３０分あたり　　６００ 円 |
| 3 歳以上児の食材費 | 主食費(月額)　１，３００円<br>（日額）　　１００円<br>副食費(月額)　５，６００円<br>※年収３６０万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第３子以降（小学校入学前までの子どもから順に数えて）の子どもについては副食費が免除 |
| その他 | 【幼児】特別指導料（月額）　2,000 円<br>環境維持費（月額）　1,000 円<br>【乳児】環境維持費（月額）　1,000 円 |

10　支払方法

| | |
|---|---|
| 支 払 方 法 | ：口座振替<br>※郵便局の口座振替とさせていただきます（振込手数料（10円）は払込人（保護者）負担になります)。 |
| 支払期日等 | ：月極めは月初、スポット利用は月末締め月初 |

11　提供する保育・教育の内容

心身ともに目覚しい成長期にある乳幼児期であることを深く認識して、その成長が豊かで最高のものであるようにこどもの主体性を大切にしつつ、科学的・意図的保育を展開していきます。

○ 保育領域　健康・人間関係・環境・言語・表現など領域をかたよらないバランス保育を行います。
○ 四季を肌で感じる様々な遊びや行事に参加し、実際に何でも経験する、体験する、実感する保育を行います。
○ 健　康　　安全上のルールや挨拶など基本的生活習慣の自立や基本的道徳模範に関するルールを習慣化します。
○ 一日の生活の流れが、活動・休息・緊張・解放に均衡を保つように暮らしのリズムを整えます。

当園では知識は経験や体験を通したものであることを重視しています。基本的な生活習慣の形成、社会性・道徳性の芽生え、学習の基礎となる好奇心や探究心、思考力の涵養、豊かな感性や創造性の育成等を目指し様々な遊びを通して幼児教育を行っています。

**【特別講師によるカリキュラム】**
**科学遊び、日本舞踊、リトミック、英語、体育**

などを行っています。集団での活動ができる、先生の話をしっかり聞く、集中して物事に取り組む、一定時間落ち着いて椅子に座って話が聞ける、日本古来の風習や作法などに触れ簡単なルールやマナーを身につけると言った小学校への進学に備えて準備も進めて参ります。

また、隣地にある農園では田植えから稲刈り、おにぎりを握って食べるまでを体験したり、四季折々の野菜を植え、育て、収穫し、採りたての新鮮な野菜を給食で楽しんでいます。

当園は、家庭や地域と綿密な連携を図りながら、保護者に対する保育相談などの支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行います。

＜毎日の保育・教育の流れ（例）＞

| 幼児(3･4･5歳) | | 乳 児(1･2歳) | | 乳 児(0歳) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 時間 | 保育内容 | 時間 | 保育内容 | 時間 | 保育内容 |
| 7:00 | 早朝保育 | 7:00 | 早朝保育 | 7:00 | 早朝保育 |
| 8:00 | 登園 | 8:00 | 登園 | 8:00 | 登園 |
| | 個人別視診 | | 個人別視診 | | 個人別視診 |
| | 手洗い うがい | | 手洗い | | 検温 |
| | 持ち物整理 | | 持ち物整理 | | 持ち物整理 |
| | 自由遊び | | 自由遊び | | |
| 9:00 | 排泄 | 9:00 | 排泄 | 9:00 | おむつ交換 |
| | ホームルーム | | | | |
| | 朝の会 | | お遊び | | お遊び |
| | 体操 | | 手洗い | | |
| | 手洗い うがい | | おやつ | | |
| 10:00 | 集団保育 | 10:00 | 主活動 | 10:00 | おやつ |
| | （主活動） | | | | 遊び |
| | 排泄 | | 排泄･手洗い | | |
| 11:30 | 昼食準備 | 11:30 | 昼食準備 | 11:00 | おむつ交換 |
| | 昼食 | | 昼食 | | 昼食 |
| | 午睡準備 | 12:40 | 午睡準備 | 12:40 | 午睡準備 |
| 1:00 | 午睡 | | 午睡 | | 午睡 |
| | （多少伸縮する） | | （多少伸縮する） | | （多少伸縮する） |
| | 起床 | | 起床 | | 起床 |
| 3:00 | おやつ | 3:00 | おやつ | 3:00 | おやつ |
| | 排泄 | | 排泄 | | 排泄 |
| | | | 自由遊び | | 自由遊び |
| | 降園準備･個別検査 | | | | 降園準備 |
| | | | 降園準備 | | 個別検査 |
| | 自由遊び | | 個別検査 | | |
| 4:00 | 降園開始 | 4:00 | 降園開始 | 4:00 | 降園開始 |
| | 長時間保育 | | 長時間保育 | | 長時間保育 |
| 6:00 | 延長保育 | 6:00 | 延長保育 | 6:00 | 延長保育 |
| 7:00 | 延長保育終了 | 7:00 | 延長保育終了 | 7:00 | 延長保育終了 |

※鷲宮第二保育園分園園児においては、午前７時～８時の早朝保育および午後５時～７時の長時間保育、延長保育及び土曜保育を鷲宮第二保育園で行います。その際の鷲宮第二保育園―分園間の移動手段としては、法人所有の車両を使用します。（車両には置き去り防止装置を設置し、運行に際しましては園独自に設けた安全規定を遵守し、事故の防止には万全を期しております。また、万一の不慮の事故発生に備え保険に加入しておりますが、事故発生の際の賠償は保険加入の範囲内となります。）

※行事等の際には鷲宮第二保育園への登降園をお願いすることがあります。

＜保育計画（年間）＞

| クラス | 保育計画 |
|---|---|
| 0歳児 | 可愛らしい無限の可能性を秘めた赤ちゃん<br>・健康な赤ちゃん　・もりもり食欲のある赤ちゃん<br>・にこにこ笑顔の赤ちゃん　・すっきり清潔な赤ちゃん<br>を合言葉にして0歳児保育に取り組みます。 |
| 1歳児 | 安心できる保育者との関係の下で自主性がはぐくまれることからスキンシップ・語りかけを十分行い家庭生活の実態をよく把握し、園生活を細かく報告しお互いの子どもへの理解を深めながら成長を見守ります。言葉や運動機能の発達を促すために読み聞かせ・聞き取り・散歩や自由遊びを日常生活とし、くつろいで暮らします。 |
| 2歳児 | 友達関係も芽生え、言葉も話せるようになり、かけっこ・よじ登りなど行動も活発になる年齢です。自分で活動できる環境を用意し模倣運動を促します。読み聞かせや言葉遊びを十分行い、言葉の発達を促します。積み木・紐通し・絵本・ままごと・汽車・抱き人形など、子どもたちの意欲や活動につながる遊具・教材は適切かつ十分なものを用意します。 |
| 3歳児 | 乳児から幼児に成長する節目であるので「三つ子の魂百まで」の諺を銘記し慎重に保育します。一人ひとりの子どもの要求を大切にして運動・言語・考える力・感覚に訴える遊びを大いに楽しませながら意欲や自信を育て、お当番（給食係・飼育係など）活動開始します。 |
| 4歳児 | かけ足や、跳躍もできるようになり、行動が最も活発な年齢です。怪我をさせないように安全な環境をととのえ日々の保育にのぞみます。友達関係を大切にして、友だちと喜んで遊びながら、日常生活にしばしば見られる依存的な行動を自発的な行動へと徐々に促します。又、その原動力は良い友達関係と自信と成就の喜びにあるということをしっかり認識します。 |
| 5歳児 | 就学まで1年。保育園児の最年長児です。友だちとのつながりを深めながら別途カリキュラムによる様々な経験と体験を通し、一人一人を理解してやろうとする意欲、やればできる自信、自分のことはなるべく自分でしようとする自立心を培います。[行事]小学校との交流会・老人ホーム訪問　等 |
| その他<br>（年間行事） | [年間行事]<br>・入園進級式　・お花見会　・春の遠足　・こいのぼり子ども会<br>・保育参観　・健康診断　・流しそうめん大会　・夏祭り<br>・お月見子ども会　・運動会　・秋祭り　・うどんうち　・保育参観<br>・クリスマス会　・もちつき　・マラソン大会　・豆まき子ども会<br>・おゆうぎ会　・ひなまつり会　・ お別れ遠足　・卒園式<br>[毎月の行事]<br>・お誕生日会　・体位測定　・避難訓練　等<br><br>☆ 大きな行事や年間の切りかえ時等の前日は早帰り（16時・12時）のご協力をお願いすることがあります。<br>☆ お盆期間中や小学校の冬休み期間中などはご家族の時間を大切にしていただくよう保護者の方がお仕事がお休みの場合には家庭保育のご協力をお願いします。<br>☆ 遠足等の園行事等に参加する際には、移動手段として法人所有の車両を利用します。（車両には置き去り防止装置を設置し、運行に際しましては園独自に設けた安全規定を遵守し、事故の防止には万全を期しております。また、万一の不慮の事故発生に備え保険に加入しておりますが、事故発生の際の賠償は保険加入の範囲内となります。） |

＜クラス編成＞

| 年齢 | クラス名 |
|---|---|
| 0歳児 | つくし組 |
| 1歳児 | たんぽぽ組 |
| 2歳児 | すみれ組 |
| 3歳児 | もも組 |
| 4歳児 | うめ組 |
| 5歳児 | さくら組 |

12　給食等について

| | 提供内容 | | | | 保育園での摂取割合<br>（一日の摂取カロリー） |
|---|---|---|---|---|---|
| | おやつ | 給食 | | おやつ | |
| | | 主食 | 副食 | | |
| 0歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | 547（1,050kcal）<br>52% |
| 1歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3歳児 | | | ○ | ○ | 490（1,400kcal）<br>40% |
| 4歳児 | | | ○ | ○ | |
| 5歳児 | | | ○ | ○ | |

＜給食の提供にあたって＞

食べることが人間の生活の要であることは言を俟ちません。生命を維持し、血肉やエネルギーの源であるばかりでなく心や生活習慣を育ててくれます。当園では、安心・安全・新鮮な食材を選び心をこめて調理して、感謝しながら食事を行う子どもたちを育てたいと思います。

- 安心安全の食を提供するために地元の商店や信頼できる業者から吟味した食材を日々仕入れています（農園でとれた季節の野菜も使用します）。
- 安心安全な食材を使い自園で調理し美味しい給食を提供しています。
- 必要な栄養を摂取できるようカロリーや栄養素を計算し献立をたてています。
- 「美味しい給食は綺麗な厨房から！」衛生管理は徹底しています。

＜アレルギー対応について＞

当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、鷲宮第二保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

子どもの健康と安全の確保のため、マニュアルに従い様々なアレルギーに対応いたします（ごくまれに安全な給食提供が困難になる場合にはお弁当による対応等をご検討いただくことがあります）。

[生活管理指導表の活用の流れ]

1. アレルギーをお持ちの方、ご心配な方は入園時に栄養士・主任保育士・担任等と面談会を実施します。
2. 病院を受診していただき、アレルギー検査結果及びアレルギー疾患生活管理指導表の記載を依頼していただき、ご提出ください。
3. 子どもの状況を踏まえた除去食、代替食を提供します。
4. 年に１回以上、アレルギーの状態に応じて検査結果や生活管理指導票の提出が必要となります。

## 13　保護者に用意していただくもの

1. 入園・進級時に必要なもの
   全学年：カラー帽子、出席ノート等の教材
   幼　児：園児服、帽子（夏・冬）、カバン、体操着、スモック
2. 持ち物
   タオル、着替え、オムツ、エプロン、お昼寝用布団一式等
   ※上記 1.2 に関しては、学年ごとに異なります。別途お知らせいたします。
3. その他
   ※ お昼寝用の布団に関しましては月１回布団乾燥車で乾燥いたします。布団乾燥により生じた損害につきましては対応いたしかねますのでご了承ください。
   ※ 使用済みおむつの処理は園で行います。持ち帰りはありません。

## 14　登園・降園について

子どもたちの安全のため、下記についてお願いいたします。

○ 乳幼児の痛ましい交通事故が毎日どこかで発生しています。園と家庭がしっかり手を取り合って、一人の犠牲者もでないよう子どもたちを守りたいものです。

○ 送迎は保護者の責任でお願いします。保護者以外に送迎を依頼するときは必ず事前に連絡してください。未成年の方、ご連絡をいただいていない方の場合、お子さまをお渡しすることができません。

○ 門などの暗証番号は園児に教えないでください。また、送迎にいらっしゃる方以外にも教えないでください。

○ 駐車場内では子どもと手をつなぐ等、安全に十分に注意してください。また、駐車場内の運転は最徐行でお願いします。

○ 駐車場内での事故につきましては園では責任を負いかねますのでご了承ください。

15　保育園と保護者との連携について

子どもたちのより良い成長のため園と保護者が手を携え、連携を密にして保育を行っていくことが大切です。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

○　園だよりを毎月１日に発行いたします。
○　園からのお知らせはお手紙やルクミーをご確認ください。
○　乳児部は連絡帳等で園の様子をご連絡いたします。ご家庭での様子もご記入して下さい。
○　幼児部になりましたらクラス毎の日報で、その日の活動内容や翌日の持ち物などをお知らせします。またお気軽に担任にお声掛け下さい。

16　健康診断、健康管理について

（１）健康診断

児童福祉法施行条例（平成 24 年 12 月埼玉県条例第 68 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

| | | |
|---|---|---|
| 園児健康診断 | 全園児 | 年　３回（新入園児は４月中に１回） |
| 歯科健診 | 全園児 | 年　２回 |
| 視力・聴力検査 | ３歳児以上 | 年　１回 |
| 尿検査 | ３歳児以上 | 年　１回 |
| 体位測定 | 全園児 | 毎月１回　　等 |

（２）健康管理、病気のときの対応

・ 毎朝 登園の際、その日の健康状態を報告して下さい。
・ 発熱（37.5 度以上)、不機嫌、おう吐、顔色が悪い、腹痛等病気の前駆症状が見られた場合、又は保育士が視診上異常を認めた場合はお預かりできません。
（発熱や嘔吐、下痢の場合は２４時間以上症状がないことに加え、普通食を食べても問題がないことを確認してからの登園をお願いします。）
・ 伝染性の疾患にかかり、登園停止となった際には医師に完全に治癒したかどうかを確認し、登園の許可を得てください。
・ 登園後 37，5 度以上の発熱があった場合、又は、顔色が悪く機嫌も悪い、食事も摂れない等の際には原則として保護者にお電話いたします。お子様の様子を確認しながら、状況に応じて速やかなお迎えをお願い致します。

○ 園での予薬は行いません（医師による指示がある場合はご相談ください)。

17　感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

・毎年感染症予防研修会を行っています。
・流行が予想される場合や発生した場合には、園だより・保健だより等でお知らせいたします。

18　障害児保育について

保育園は、全ての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合う場です。当園では集団生活の中で一人一人の子どもが安心して生活できる保育環境となるよう、日々の保育の中で保護者との連携を密にして一人一人の様子を観察し、発達や特性に合わせた関わりを大切にしています。

○ 市役所、保健センター、児童発達支援センター、保健センター、療育施設との連携・情報交換を行っています。
○ 療育手帳、医師の意見書、診断書、通所受給者証等が発行された場合は園への提出をお願いいたします。
○ 療育施設との併用も可能です。

19　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称 | 東海大学　医学部　教授<br>北里大学　北里研究所病院　　非常勤医師 |
| 医　　師　　名 | 竹　下　　啓　先 生 |
| 所　　在　　地 | 東京都港区白金 5-9-1 |
| 電　話　番　号 | 03-3444-6161 |

20　嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称 | 医療法人清陽会　神澤歯科医院 |
| 医　院　長　名 | 神　澤　靖　韶　先 生 |
| 所　　在　　地 | 久喜市葛梅３１２－４ |
| 電　話　番　号 | ０４８０－５３－３８３８ |

21　地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 広域避難場所 | 上内小学校 |

22　緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

病院への受診等は原則として保護者の方へお願いしますが、緊急性が高い場合や保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じることもあります。

＜近隣の緊急連絡先＞

| | |
|---|---|
| 警　察　署 | 久　喜　警　察　署　　０４８０－２４－０１１０ |
| 消　防　署 | 久喜消防署鷲宮分署　　０４８０－５８－１００１ |

23　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

| | |
|---|---|
| 防火管理者 | 園長　竹下真実子 |
| 消防計画届出年月日 | 埼玉東部消防組合<br>平成２８年６月９日（鷲宮第二保育園）<br>令和６年７月１７日（分園） |
| 避難訓練 | 毎月１回　避難訓練（火災・地震・洪水・不審者等)、消火訓練を実施しています。 |
| 防災設備 | 自動火災通報装置、誘導灯、火災報知器、消火器など |

24　虐待防止のための措置

- 園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者（竹下真実子・中村光恵）を設置し、相談窓口を設けます。
- 虐待が疑われる場合には関係機関と連携し適切な対応をとることになります。
- 虐待に関する外部研修へ職員を参加させるとともに、毎年職員に対する虐待防止の園内研修を実施します。

25　秘密保持等

- 職員及び管理者が在職中及び退職後も正当な理由なく業務上知りえた子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じています。
- 保育要録を小学校に送付する他、小学校への就学前訪問など必要に応じて小学校その他の特定子ども子育て支援提供者その他の機関に対して子どもに関する情報を提供することがあります。

26　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

| | |
|---|---|
| 保険の種類 | 施設の賠償責任保険 |
| 保険の内容 | 対人１名１億円　　対物　１０００万円 |

27　ご意見・ご要望の相談窓口

ご意見・ご要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|---|---|---|
| ご意見ご要望相談受付担当者 | 職・氏名　　主任保育士　　中　村　光　恵 | |
| ご意見・ご要望解決責任者 | 職・氏名　　園　　長　　竹　下　真実子 | |
| 第 三 者 委 員<br>（令和３年４月１日就任） | 神 田 耕 一 郎<br>(元上内小校長先生) | 電話番号　080-3470-4955 |
| | 矢 野　学<br>(元保護者会長) | 電話番号　0480-59-5556 |

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、ご意見・ご要望を受け付けています。

28　連携施設

| | |
|---|---|
| 連携施設の種類 | 学校、老人会、等 |
| 名　　称 | 鷲宮小学校、砂原小学校、東鷲宮小学校、<br>桜田小学校、他市内外小学校、<br>鷲宮西中学校、鷲宮中学校、鷲宮高校、久喜北陽高校、<br>保育専門学校・短大、団地老人会「銀友会」　等 |
| 所　在　地 | 久喜市各地 |
| 連携協力の概要 | 小学校との交流事業、保育内容の支援、地域世代間交流、<br>実習・体験学習受入 |

29　地域の育児支援について

| |
|---|
| 保育・育児相談、発育・発達相談　　等 |

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名　：鷲宮第二保育園

所 在 地　：久喜市上内１９０５－１

説 明 者　：園　長　　竹　下　真 実子

私は、書面に基づいて鷲宮第二保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

保護者住所　　：

児童氏名　　：

保護者氏名　　：　　印　（署名でも可）

児童から見た続柄　　：